

○福井市防犯灯設置事業補助要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は防犯灯の設置に要する経費につき、補助金を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「防犯灯」とは、自治会、自治会に準ずるもの又は連合自治会（以下「自治会等」という。）を単位として夜間の犯罪防止に寄与し、市民の安全を図るために設置する照明灯をいう。

2 この要綱において、「LED防犯灯」とは、発光ダイオードを光源とする防犯灯をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象は、自治会等が実施する次に掲げる事業で、市長が必要と認めるものとする。

(1) LED防犯灯を新たに設置またはLED防犯灯に取り替える場合

(2) LED防犯灯の機器を更新する場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、設置に要した費用（以下「設置費」という。）について、次に掲げる金額を上限とする。

(1) 前条第1号の場合は1灯あたり7,000円

(2) 前条第2号の場合は1灯あたり3,500円

2 LED防犯灯1灯あたりの設置費が前項の補助上限額に満たないときは、設置費に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(補助金交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、防犯灯設置事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、規則第3条第2項に定める添付書類を一部省略して、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 設置場所付近の見取図（設置場所明示）

(2) 取替前の防犯灯の写真（新設の場合は設置前の電柱の写真のみ）

(3) 設置に要する費用の見積書

(4) 設置する防犯灯の種別を証する書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付を決定し、規則第6条に規定する

交付決定通知は、防犯灯設置事業補助金交付決定通知（様式第2号）によるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第11条に規定する実績報告書は、防犯灯設置事業実績報告書（様式第3号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）領収書又はその写し

（2）現況写真（設置した全ての防犯灯の写真を添付）

（補助金の額の確定及び通知）

第8条 規則第12条に規定する交付すべき補助金の額の確定通知は、防犯灯設置事業補助金確定通知（様式第4号）によるものとする。

（補助金の交付）

第9条 規則第14条に規定する請求書は、防犯灯設置事業補助金請求書（様式第5号）によるものとする。

（関係図書の保存）

第10条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、従前の要綱により作成されている帳票は、現に残存するものに限り、使用することができる。

（失効）

3 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は令和4年3月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は令和7年3月31日から施行する。